

競争ルールの検証に関するWG（第22回）

1 日時 令和3年7月9日（金） 9：00～11：00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、鈴木番号企画室長、藤原事業政策課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、関沢消費者行政第一課課長補佐、五味料金サービス課係長

4 議事

【新美主査】 皆様、おはようございます。今日は朝早くからお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ第22回を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大情勢を踏まえまして、ウェブ方式による開催とさせていただきます。

まずは、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【五味料金サービス課係長】 事務局でございます。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく形で進めさせていただきます。なお、チャット欄は構成員の皆様から御覧いただけますが、傍聴者からは見えておりません。

御発言に当たりましては、皆様が発言者を把握できますよう、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにもチャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、7月1日付で総務省幹部の人事異動がございましたので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【二宮総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の二宮でございます。7月1日に着任いたしました。よろしくお申し上げます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

【北林電気通信事業部長】 同じく7月1日付で電気通信事業部長を拝命しました北林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【新美主査】 よろしく申し上げます。

【林総合通信基盤局総務課長】 同じく7月1日付で総合通信基盤局総務課長を拝命しました林と申します。よろしくお申しいたします。

【新美主査】 よろしく申し上げます。

【木村事業政策課長】 同じく7月1日付で事業政策課長を拝命しました木村でございます。どうぞよろしくお申しいたします。

【新美主査】 こちらこそよろしく申し上げます。

以上が新たな異動で我々のワーキンググループに関係する総務省の幹部の方々でございますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思っております。本日は、まず政府において先日開催されました携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合につきまして、事務局から御報告をいただきたいと思っております。それに続いて、前回事務局が示しました骨子に基づいて作成されました報告書（案）について事務局から説明いただき、その後に意見交換を行いたいと思っております。

まず、議題1の携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合につきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお申しいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

では、早速議題1、携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合について説明させていただきます。資料1をお開きください。

資料1の表紙をおめくりいただきまして、右肩1ページ目、こちらが携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合の概要でございます。上の四角の中、1ポツ目でございますように携帯電話が国民の生活必需品となる中、家計負担の約4%を占める携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、総務省の武田大臣、内閣府特命担当大臣（公正取引委員会・消費者庁担当）の井上大臣をトップとして、モバイル市場の健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的といたしまして、携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合を開催しております。第1回は昨年12月9日に開催しております、先月末、2021年6月29日に第2回の会合を開催しております。

この二大臣会合には3省庁の局長級職員で構成する共同検討チームが設置されております、こちらにつきましては、四角の一番下でございますように2020年12月9日に第1回を二大臣会合と合同で開催してから、先月6月29日までに5回開催しております。

おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目、4ページ目の3枚が6月29日の第2回二大臣会合において報告させていただいた内容になっておりまして、総務省、消費者庁、公正取引委員会からの報告ということになっております。

この3省庁における取組の状況、主な成果、今後の課題ということを2ページで報告させていただいております、この中で、主な成果として、総務省から携帯電話料金の低廉化、もしくは低廉の新料金プランへの移行の実績、乗換えの円滑化ということで報告させていただいております。

また、今後の課題ということで、市場環境の継続的な確認・検証といったことが本WG等における今後の議論を踏まえてより具体化していくということで確認や検証、もしくは販売代理店における説明の適正化、MVNO向けの卸料金の適正化、消費者が適切な商品・プラン選択を行うための環境整備、こういったことを今後の課題として挙げております。

右側でございますオレンジ色の四角に主な成果とございますが、上から3つ目に低廉な新料金プランへの移行実績ということで主要なMNO/MVNO各社の契約数、これは5月末時点で1,570万という数字も報告させていただいているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、右肩5ページを御覧ください。こちらは、今申し上げた新料金プランへの移行数、約1,570万（5月末時点）の詳細の説明資料でございます。

まして、こちらはこういった数字かと申しますと、このページの左側の真ん中に主要各社の新料金プラン一覧と契約数と書いてある表がございまして、こちらにございますMNO各社、MVNO各社の各新料金プランの契約数、こちらを5月末時点で足し合わせたものがこの1,570万という数字になってございます。

あわせて、この資料で左の一番下ですが、国民負担軽減額（試算）ということで、年間約4,300億円という負担軽減額の試算を示しております。

こちらにつきましては、おめくりいただいて右肩6ページ目を御覧いただきまして、こちらのWGで前回、我々のほうから御報告させていただいた利用者アンケート、既に乗り換えたと答えていらっしゃる方々の乗換え元がどこで、乗換え先はどこかという回答を基に、それぞれ全体を100とした割合で示させていただいた表でございまして、主に先ほど申し上げた1,570万をこちらの割合に基づいて、それぞれどこからどこにどのぐらいの方が乗り換えたのかということを仮定いたしまして、それぞれの、例えばNTTドコモが乗換え元でNTTドコモのahamoが乗換え先であれば、NTTドコモの既存の料金プランの平均からahamoに移行・乗り換えた場合はどれほどの値下げ効果になったのかということそれぞれのセル、枠ごとに算定、計算いたしまして、先ほど申し上げた割合に沿ってそれぞれどこからどこにどれほどの利用者が移行しているかということと掛け合わせて、1枚お戻りいただいた5ページ、左側の一番下、国民負担軽減額（試算）の4,300億円という数字を計算しているものになってございます。

私からは、二大臣会合についての報告は以上とさせていただきます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた説明につきまして、御質問がおありの方はチャット欄で御合図いただけますでしょうか、よろしく申し上げます。

それでは、今御説明いただいたことについては、我々のワーキンググループ等の議論も参考にさせていただいて、二大臣の会合でしっかりと確認されてきたということで扱いたいと思いますが、何か特にございませんでしょうか。

続きまして、議題2のほうに入りたいと思います。競争ルールの検証に関する報告書2021（案）を事務局に作成していただきましたので、これについて議論を進めたいと思います。

まずは、事務局からこの案につきまして御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

では、早速ですが、資料2をお開きいただきまして、競争ルールの検証に関する報告書2021（案）について説明させていただきます。

まずは、1枚おめくりいただきまして、ページはついておりませんが2枚目の目次を御覧ください。こちらは前回、事務局のほうから構成員の皆様にご説明さしあげた骨子に基づいたものになっております。骨子から変更点はございません。御議論いただいた骨子の内容に沿って、今回の報告書（案）を取りまとめてございます。

おめくりいただきまして、ページがここから始まります。1ページ、第1章「はじめに」ということで、こちらの文章自体は構成員の先生方にも初めて御覧いただくものになります。

まずはイントロダクションということで、「はじめに」では報告書の内容紹介をさせていただきます。1パラ目は、一昨年の電気通信事業法の一部を改正する法律、以下は改正法ということで書かせていただきますが、改正法の成立、施行から書き起こしまして、2パラ目は昨年の本WGの設置、そして昨年の競争ルールの検証に関する報告書2020、ここから報告書2020という呼び方をさせていただきますがこちらの公表、報告書2020における御指摘の内容、その次、総務省において報告書2020以降、アクション・プランも含めて行ってきた改革、取組、こうした動きと並行した事業者各社からの新しい料金プランの発表等々のモバイル市場における環境の大きな変化、こういった御紹介、昨年の報告書以降の状況を御紹介させていただいた上で、1ページの下から2パラ目でございますが、本WGにおいては、こうした報告書2020の公表以降、目に見える大きな動きに加え、実際のデータに基づくモバイル市場の分析、形式上の提供条件のみならず現場での実態についての調査結果を基に、改正法の趣旨が徹底されているか、実際の競争環境がどのような状況にあるのか、なお残る公正競争上の課題は何かといった点について、今回分析・検証するとともに検討を行ったという紹介をまずさせていただきます、次のパラは、この後実際に議論する個別の課題の紹介ということで、携帯電話の音声通話料金、スイッチングコスト、販売代理店の在り方等についても個別に検討を行ったという報告書の内容の紹介をするというイントロダクションになってございます。こちらが「はじめに」ということでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目は第2章「モバイル市場の競争環境に関する検証」ということで、まずは1ポツ、報告書2020公表以降の取組ということで、こちらも前

回、報告書公表以降の動き等を、まずは議論の前提として紹介させていただき内容になっております。

(1) につきましては、報告書2020における主な提言を紹介させていただいております。御覧いただくと、まずは一番上にあるように季節変動などの経年経過を見ながらのデータ分析でございます。前回の分析では1年間のデータでしたが、今回は2年分のデータがあるので、こういった経年経過を見ながら分析することが重要であるということ。2つ目の丸にはブランド別データを取得していく必要がある、1つ飛ばしまして、通信品質等の観点を踏まえまして、諸外国や民間における手法の研究を進めるべきである。次に、例えば端末の価格帯別の売上高、売上台数を把握・分析することが望ましいと、こういった今回の分析に関する御提言を数多くいただいておりますので、こちらについて主なものをこのように列挙させていただきまして、今後の議論の前提とさせていただきということで紹介させていただいております。

おめくりいただきまして5ページ目、(2) 報告書2020の公表以降の総務者における取組、これも議論の前提ということで御紹介させていただいております。

①はアクション・プランに基づく総務省の取組でございまして、昨年の報告書2020の取りまとめと並行しまして、政府におきましては、携帯電話料金の低廉化ということを重要政策の1つとして位置づける菅内閣が発足してございます。

昨年の報告書2020公表と同日に総務省ではアクション・プランを策定しております、それに基づいて様々な取組を行ってまいりました。このアクション・プランにつきましては、政府の取組について公正な競争環境を整備することを基本とした上で、分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現、事業者間の公正な競争の促進、事業者間の乗換えの円滑化、これを不可分一体の3本柱として、柱ごとにそれぞれ取り組むべき具体的な内容というものを記載させていただいております。

また、このアクション・プランにおきましては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するという観点から周波数の有効利用促進を図ること、これを公正な競争環境整備の一環として位置づけております。電波の割当ての際に、公正な競争環境の整備に関する申請者の対応状況等を踏まえて審査等を行うこととしているところでございます。

以下、6ページの真ん中以降、実際にどういった取組を行ってきたということを具体的に幾つか書かせていただいております。

6ページの下段の②には、公正取引委員会及び消費者庁との連携・協力ということで行

ってきた取組について記載させていただいております。

おめくりいただきまして7ページの頭ですが、先ほど資料1ということで紹介、報告させていただいた二大臣会合について、申し上げたように公正取引委員会、消費者庁と協議、連携して開催していくことになっております。

そのあと、7ページの中段から8ページ以降につきましては、実際に公正取引委員会と消費者庁における取組を紹介させていただいております。

以上が、前回報告書で御提示いただいた内容、もしくは報告書以降の取組ということで、今後の議論の前提として、まずは報告書の冒頭で紹介させていただきました。

私からの説明は以上になります。

引き続き説明をさせていただきます。

【仲田料金サービス課課長補佐】 9ページから、2. 事業法第27条の3の執行の状況になります。まずは(1) 事業法第27条の3の違反事例等を御覧ください。これまで御議論いただいている論点からの追加部分や、論点の方向性など、主な部分のみ抜粋して本日は御紹介させていただきます。

では、(1) 事業法第27条の3の違反事例等についてでございますけれども、まず、9ページ、182行目を御覧ください。報告書2020の公表以降、事業法第27条の3の規律に明確に違反するような事案は確認されておりませんが、後述のとおり、覆面調査では違反が疑われるような説明などが確認されているところでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。209行目から端末代金の値引き等の特例の適用状況ということでございます。こちらは、事業法第27条の3の通信契約と端末のセット販売時の端末値引き等の利益提供の上限の規律の例外として、不良在庫端末、廉価端末及び通信方式変更／周波数移行に対応するための端末についての特例が設けられているところでございます。

本ワーキンググループの今期の御議論では、各特例の適用状況について御確認いただきました。利益提供の件数等の数値を見る限りでは、明らかに不適切な端末代金の値引き等が行われている兆候は確認されておりません。

続きまして、12ページを御覧ください。248行目から、規律内容の明確化についてでございます。総務省は、関係者における規律の正確な理解を図り、公正な競争環境を確保する観点から、事業者からの声を踏まえつつ、運用ガイドラインの規律の明確化を累次にわたって行っております。報告書2020の公表以降の対応といたしましては、昨年1

1月に運用ガイドラインの第3次改正を、また昨日、8日に運用ガイドラインの第4次改正などを行っております。

続きまして、13ページの261行目からになりますけれども、事業法第27条の3の規律に違反する不適切な端末値引き等に関する覆面調査についてでございます。総務省においては、MNO3社の販売代理店に対して覆面調査を実施いたしました。調査内容ア、イ、ウと記載しておりますけれども、非回線契約者への端末販売の有無、その中でも端末購入サポートプログラムの提供の有無、また回線契約をした場合の利益提供額について確認を行っております。

14ページの276行目でございますけれども、ア及びイについて、こちらは非回線契約者への端末販売について確認いたしましたところ、MNO3社全てにおいて非回線契約者への販売拒否が確認されております。

また、15ページの295行目からになりますけれども、こちらは端末代金値引き2万円の部分についてございまして、一部の事業者の販売代理店において、事業法第27条の3の規律に違反する不適切な端末代金の値引き等が疑われる事案が確認されております。これらの事案は、形式上違反であると断定できなかったものの、店員の説明方法が不適切、利益の提供の条件が明記されていないなど、不適切な端末の販売実態が疑われるものとなっております。

続きまして、16ページから対応の方向性について御説明いたします。16ページ、346行目から対応の方向性となっております。まず、事業法第27条の3の適切な執行になりますけれども、17ページ、361行目でございますとおり、引き続き通報窓口や覆面調査を通じて、総務省においては事業法第27条の3の規律に違反する行為が行われていないか確認を行うとともに、今後必要な制度整備をしていくことが求められる、とさせていただいております。

また、同じページの381行目、端末代金の値引き等の特例の適用状況についてでございます。18ページ、388行目からになりますけれども、総務省においては、引き続き、事業法第27条の3の特例の適用状況について確認を行い、不適切な端末代金の値引き等が行われないよう、適切な運用を行っていく必要があるとしております。

また、391行目からは規律内容の明確化になります。395行目でございますとおり、引き続き、総務省においては運用ガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが必要であるとしております。

また、397行目からでございますけれども、解釈が困難と考えられるような部分につきましては、総務省において、必要に応じて個別の解釈を関係事業者に周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことも考えられるとさせていただきます。

続きまして、403行目、こちらから既往契約に関する事項についてでございます。20ページ、457行目を御覧ください。こちらは、本年3月末時点の既往契約の状況となっております。まず、MNO3社の不適合期間拘束契約でございますけれども、改正法施行時点と比較して約5割の約5,300万契約が残っている状態でございます。

続きまして、21ページの476行目になりますけれども、不適合利益提供等のうち、端末の購入を条件とする通信料金の割引につきましては約620万件が残っている状態でございます。

また、480行目になりますけれども、いわゆる旧端末購入サポートプログラムにつきましては、3月末時点で約1,405万契約が残っておりまして、KDDI、ソフトバンクの両者とも5割超の契約が残っているという状況となっております。

続きまして、26ページの対応の方向性、596行目を御覧ください。事業法第27条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早期に既往契約を解消する、できる限り早急に既往契約をゼロにすべく、関係者においては必要な取組を進めるべきであるとしております。こちらのハイライトになっている箇所でございますけれども、前回会合での構成員の先生方の御議論を踏まえまして修正を加えている箇所でございます。こちらでは、「望ましい」としていたところを「進めるべきである」という形で修正させていただいております。

また、601行目になりますけれども、「改正法施行から2年を迎えようとする中で、既往契約の解消に向けた具体的な出口を検討する時期に来ていると考えられる」とさせていただきます。

その背景でございますが、604行目からでございます。特に、2020年の秋以降、携帯各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化している状況でございます。また、スイッチングコストの低減も進捗している中で、MNO3社が事業法第27条の3の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえない。このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消すべきであると考えていただいております。

613行目からは不適合期間拘束契約についての議論でございます。結論部分に飛びまして、28ページ、641行目からでございます。不適合期間拘束契約につきましては、事業法第27条の3の趣旨の徹底を図る観点から、施行後2年を迎えるこのタイミングで一定の移行の完了期限を定め、移行を図ることが適当である。その際、不適合期間拘束契約の中には継続利用割引など利用者にとって有利な契約もあることから、利用者利益にも配慮することが必要であるとしております。

続きまして、646行目、不適合利益提供等になります。いわゆる旧端末購入サポートプログラムについてでございますけれども、29ページ、666行目からになりますが、今後も旧端末購入サポートプログラムの残存契約が残り続け、事業者の乗換えを妨げる困り込み効果が継続することが懸念される。

このため、旧端末購入サポートプログラムについては、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが求められる。

671行目から今後の方向性をまとめております。既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められる。

675行目から、このため、総務省においては、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当である。

680行目からのパラグラフでございますけれども、この解消に向けた取組については、基本的に事業者各社の自主的な取組を求めることとなりますけれども、総務省においては、必要に応じて、例えば今後の周波数割当て等に当たってこれらの自主的な取組の対応について審査に活用するなど、事業者にインセンティブを与えてその取組を促すことも検討に値するとしております。

続きまして、688行目から端末購入サポートプログラムについてでございます。こちらは、先ほど御説明いたしました覆面調査の関係で、特に今回御議論いただいたところでございます。32ページを御覧ください。事実関係のアップデートでございますけれども、776行目になります。これまでMNO3社の端末購入サポートプログラムについて御議論いただいておりますが、楽天モバイルが先月、6月29日に新たに端末購入サポートプログラムの提供を開始しておりまして、こちらも回線契約者と非回線契約者の両者を対象としているプログラムとなっております。

続きまして、34ページからの対応の方向性を御覧ください。飛びまして、35ページの861行目を御覧ください。現状でございますけれども、MNO3社は、非回線契約者

への端末販売について、形式的な条件を整えた上で、潜在的な利用者である非回線契約者に対しては積極的に情報を与えないことにより、実質的に、改正法の施行前と同様に、「端末購入に係る利益供与をインセンティブとして回線契約に誘引する」という、同法の趣旨に反する、いわば潜脱的な行為を意図していることも疑われる。

８６６行目からでございますけれども、こうした状況が放置されれば、利用者に正確な情報が浸透せず、例えば、端末購入サポートプログラムに加入する利用者が事業者を乗り換えることをためらうなど、利用者の合理的な選択を妨げ、改正法の趣旨に反する運用実態が継続することが強く懸念されるとしております。

８７１行目からは端末購入サポートプログラムの囲い込み効果について分析しております。３６ページ、８９２行目でございますとおり、端末再購入を利益提供の条件とすることは、一定の囲い込み効果を有すると考えられる。

また、この囲い込み効果は、一義的には端末購入における囲い込み効果であって、通信市場における行き過ぎた囲い込みとして直ちに問題になるものではありませんが、先ほど御説明いたしましたとおり、MNO３社の消極的な姿勢等により、改正法における分離の趣旨に反するような運用実態が継続していると、通信契約と端末販売の結びつきを通じて、改正法におけるもう１つの趣旨である行き過ぎた囲い込みの是正という趣旨にも反する効果を生むことになり、改正法全体の趣旨からするとさらに問題が大きくなると分析しております。

９０６行目からは、今後求められる対応についてまとめております。３７ページ、９１６行目からでございますが、事業者に対して最低限求められる対応として、アの条件の差異の解消、またイとして正確な説明、周知の徹底ということで記載しております。

続きまして、３８ページ、９４３行目でございますけれども、MNO３社においては、今御説明した内容についての取組方針を定めて総務省に提出し、また定期的の実施状況を報告すべきであるとしております。

また、９４５行目から、総務省においては、覆面調査や理解度調査、一般利用者への理解度も調査するとともに、回線契約者と非回線契約者それぞれへの端末販売の実績について事業者から報告されるデータを分析し、効果について検証を行うべきである。また、先ほど御紹介いたしました楽天モバイルのプログラムにつきましても、MNO３社が現在提供しているプログラムと同様の課題が生じていないか、確認をしていくことが適当であるとしております。

957行目でございますけれども、こうした調査を重ねるなどして、例えば他事業者と比較しても明らかに理解が進んでいないと判断されるような事業者においては、改正法における分離の徹底を図ることも視野に入れるべきであるとしております。

また、最後、963行目からでございますとおり、このような利用者への説明、周知の徹底については、事業者による積極的な取組が強く求められるものでございますが、総務省においても、社会全体の理解度向上のため、利用者に対する周知を積極的に行うことが適当であるとしております。

続きまして、40ページから、3のモバイル市場の現況と分析に入ります。

【望月料金サービス課課長補佐】 では、引き続き、3ポツ、モバイル市場の現況と分析について説明させていただきます。分析の視点及び手法、通信市場の動向、端末市場の動向、事業者等の経営状況、こういった内容について順を追って説明させていただきます。同様に、全て、これまでのワーキンググループで構成員の皆様に御議論いただいた内容になってございますので、要点を絞って、もしくは黄色くハイライトしている御議論からの変更点といったところを中心に説明させていただければと思っております。

では、まず40ページ、(1)分析の視点及び手法ということでございまして、こちらは3月8日に開催されました第14回の会合で御議論いただいた内容になっております。970行目からですが、報告書2020における提言や同報告書以降の状況の変化等を踏まえて、今回の検証では新たな視点、新たに取得したデータに基づく分析を行うと。具体的には978行目以降ですが、MNO3社の新料金プラン等へ移行の状況、端末の価格帯別売上台数といった新たに取得したデータに基づく分析を行うとともに、新料金プラン等がモバイル市場に与える影響（特に独立系MVNOとの競争環境に与える影響）について分析・検証するというのを御議論いただきました。

おめくりいただきまして41ページ、①-2の分析の手法です。昨年と同様でございますが、1つの指標等により分析を行うのではなく、事業者から報告を受けることになっているデータを用いた定量的な分析、もしくは事業者からのヒアリングを通じた定性的な分析、アンケートによる利用者の意識調査などによる利用者の意識の分析等により総合的に行うべきという議論をいただいております。

おめくりいただきまして43ページ、1,023行目まで進みます。こちらからは通信市場の動向ということで説明させていただきます。こちらは前回、6月23日の第21回WGで御議論いただいた内容になっております。まずは契約数ということで御紹介いたし

ますが、移動系通信は1億9,512万ということで、昨年度末から4.6%増となっております。

移動系通信の契約数における事業者別のシェアでございますが、MVNOのシェアは13.4%と、対前年同期比では0.1ポイント増となっておりますが、2020年12月末時点の比較である対前期比では0.1ポイント減となっているということございました。

移動系通信のうち、携帯電話の契約数は1億9,433万ということで、こちらは昨年度末から5.2%増ですが、ポイントとして御説明させていただいたのはLTEの契約数が2020年度末からは増加しているものの、2020年9月末をピークに初めて減少に転じておまして、2021年3月末にかけて2期連続して減少している。一方、第5世代携帯電話（5G）の契約数は、2020年9月末では79万でしたけれど、2021年3月末では1,419万ということで、契約数ベースではLTEから5Gへの移行が始まりつつある様子うかがえるということをお申し上げさせていただきました。

おめくりいただきまして45ページ、1,072行目以降が通信料金の動向ということで、報告書2020と総務省のアクション・プランが公表された2020年10月27日以降、MNO各社から、様々な料金プランの発表がなされていますということで、以下、1,076行以降、具体的な料金の発表もしくは提供開始の時期を紹介させていただきました。

47ページ、1,126行目からは、こうしたMNO各社の動きと同時期に、またこれらに続けてMVNO各社様も、主なもので次のとおり、従来に比べて低廉な新料金プランを発表し、2021年2月から4月にかけて順次提供を開始しているという状況を紹介させていただきます。具体的な発表の時期、提供開始の時期を御紹介させていただきます。

48ページ、1,156行目、ここからはMVNOから問題提起された内容と、MNOによるデータ接続料の低廉化の前倒しということについて紹介させていただきました。1,176行目、こういった新たな料金プランの提供状況から見た競争の状況ということで、事業者による料金競争が活発化してきている様子うかがえるということをお議論いただきました。

おめくりいただいて49ページ目の1,186行目ですが、こちらは携帯電話料金の国際比較及び品質に関する国際比較についての調査について発表させていただきます。スマートフォンの料金水準は諸外国と比べても遜色のないものとなっているということにな

っております。

おめくりいただきまして50ページの1,199行目でございますが、通信品質に関しましては、諸外国の官民機関が行った通信品質に対する国際比較の結果を確認したところでは、日本の携帯電話の通信品質は、全体として高く評価されているということでありました。

おめくりいただいて1,205行目、満足度調査を実施しましたところ、「非常に満足」、「満足」と回答した割合というのは、他国と比較して一番低かったと、こういった報告がMM総研からあったところでございます。

さらにおめくりいただきまして52ページ、1,240行目まで進んでいただきまして、今までの料金の動向でございましたが、ここからは利用者の動向ということで紹介させていただいております。利用者は、2021年2月には、前年3月と比べて同じ程度まで増加していて、さらに2021年3月には、2020年3月を大きく超えて伸びているという動きを紹介させていただきました。特にスマートフォン向けの新規契約については増加が顕著であったということでございます。

おめくりいただきまして54ページの1,274行目、こういった動きを踏まえると、各事業者からの新料金プランの発表を受け、事業者を乗り換える動きが活発化していると考えられるとまとめさせていただいております。

同じページの1,280行目以降は新料金プラン等の分析ということで、状況を紹介させていただきます。

あわせて、新料金プランに関するアンケート調査を行って、こちらについてもその調査・分析の結果を御紹介させていただきました。

おめくりいただきまして55ページの冒頭でございます。MNO3社の新料金プラン等の契約数は2021年3月末時点では約1,100万件（うち、MNO3社のオンライン専用プランは93万件）でございました。

この内容でございますが、ワイモバイル、UQモバイルの各々の契約数というのはMVNOのシェア1位事業者よりも大きくなっているとか、MNO3社のオンライン専用プランの契約数の合計もMVNOの上位5社各社の契約数と匹敵するといったような内容を紹介をさせていただきました。

このことを捉えまして、新料金プランというのがモバイル市場に与える影響、特にMVNOに与える影響というのは小さくないというのが契約数の面からもうかがえるというこ

とを紹介させていただいております。

また、新料金プランへの移行の内訳ということを紹介させていただいております、これは多くは自社内での移行、主にオンライン専用プランについてはほぼ全てが同じ事業者からの移行ということを紹介させていただいております。

これを踏まえまして、56ページの最後から57ページの冒頭にかけて、MNO3社の新料金プラン等は主として自社のより高額なプランからの移行に対する受皿として機能しており、競争による効果、これは事業者の料金の競争を活性化してきたと御説明いたしましたが、こういった競争による効果というのは必ずしも事業者の乗換えのみならず、自社の中での料金プランの変更や他のブランドへの移行といった形でも現れるという御指摘をいただきましたので、こちらでこのような一言を黄色くなっているところに付け加えさせていただきます。

次は(ウ)利用者意識調査の結果ということで、新料金プランに関するアンケートを実施させていただきまして、実際に乗り換えた方、もしくは乗り換えたいと考えている方は37%おり、既に乗り換えた方の移行先は楽天モバイルやNTTドコモのahamoが多かったと紹介させていただきました。ただ、先ほどの御説明と同様に乗換え元と同じ事業者の新料金プランに乗り換えている方が多くなっているという結果を紹介させていただきました。

この結果を、おめくりいただいた58ページにグラフ、表として掲載しております。実際に乗り換えた方の理由というのは「料金が安かったから」と理由が多く、乗り換えるつもりがない理由は、59ページの1,376行目あたりにも記載のとおり、「特に理由はない」、「現在のプランに不満を感じていない」といった理由も多かったのですが、「手続を行うことが面倒だから」、「キャリアメールが使えないから」ということを回答した割合も多くなっておりました。

こちらでしばらくページを進んでいただいて63ページ以降に今後の方向性ということをもとめさせていただいております、全体として見ればLTEから5Gへの移行が始まり、引き続きスマートフォンへの移行が進展している。

こうした中、MNO3社から月間通信容量20ギガバイトを中心とする新料金プランが発表されたことを皮切りに、2021年2月以降、MNO及びMVNO各社から従来よりも低廉な料金プランの提供が開始されており、競争の新たな一角となりつつある新規参入事業者も含め、料金競争が活発化していると評価できる。料金も主要国と比べて遜色

ないものとなっているということでございまして、1,545行目でございますが、次に、利用者の動きを含めると、申し上げたように利用者の事業者を乗り換える動き、もしくは事業者内で料金プランやブランドを変更したりする動き、こういったことが活発化していると考えられるとしております。

おめくりいただいて1,572行目ですが、新料金プラン、特にオンライン専用プランとしては、先ほど申し上げたようにより高額な料金プランからの移行に対する受皿として機能していると考えられる。

1,575行目も、申し上げたとおりですが、契約数から見ると、新料金プラン等の契約者はMVNOに与える影響は小さくない。ただ、今回の検証に用いたデータは蓄積としては十分なものとはいえないため、今後とも、実際の利用者の移行がどのように進むのか、引き続きデータを取得し、特にMVNOとの競争環境に与える影響について分析・検証を継続していく必要があると記載させていただいております。

あわせて、こちらのMNOとMVNOとの間の競争条件について重大な関心をもって検証を続けていく必要があると追記させていただいております。

さらに、大容量や5Gの料金プランについて今後一層注視する、国際的に見て遜色のない水準となっているかどうかも含め、毎年状況を確認していく必要があると記載させていただいております。

ここまでが大きくまとめた通信市場の動向でございます。

引き続きまして67ページ、1,597行目以降、端末市場でございますが、こちらは御説明したところから大きく変わっているところはなく、2020年度の売上台数というのは9.5%の増加。一方、売上高は8%の減少ということでございます。おめくりいただいた68ページ目で売上台数が増加、売上高が減少ということでございまして、1台当たりの売上げの平均単価というのは前年度から16.0%減少しており、スマートフォンでは17.8%減少しているということを紹介させていただきました。

69ページ目は価格帯別売上台数の構成比ということを紹介させていただいております。おめくりいただきまして70ページ、全体として低価格帯、中価格帯、高価格帯の中で、利用者は幅広い価格帯の端末を満遍なく選択していることがうかがえるということを紹介しております。

これを受けまして1,664行目、さらに対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供について、指定事業者及び販売代理店によるものの件数の合計と端末売上台数をそれ

どれ比較しますと、改正法の施行後というのは、経済的利益の提供なく販売されたものの割合が高い傾向にあることが分かりました。

ということで、72ページまで進んでいただきまして、現状の総括ということでございますが、申し上げたように端末売上台数は4月、5月に減少しております、ヒアリングにおける各事業者からの情報を総合すると、これは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響であったということでございます。

売上台数はいずれにしても増加しておりますが、売上高が減っております、単価が下がっています。これについては、事業者のヒアリングにおいてもお話がありましたが、低・中価格帯の端末の販売割合が増加していると報告にございましたので、こちらは実際に我々のデータとも符合しますので、実際に低・中価格帯の端末というのが増えているのだらうということでございます。

おめくりいただきまして73ページ、こちらがまとめでございまして、低価格帯、中価格帯、高価格帯、それぞれ満遍なく選択されていることがうかがえるということで、これらの傾向から改正法施行以降、利用者が端末自体の本来の価値を基に、自らのニーズに合った端末を適切に選択し、利用する傾向が進展しつつあり、改正法が目指した効果が、端末市場において一定程度現れつつあると認められるということをもとめております。

次は5G、こちらは以前御説明したとおりの内容となっておりますので、説明は割愛させていただければと思っておりますが、現状においては、75ページの1,779行目でございますが、現時点において、事業法第27条の3による規制が、著しい制約になっているとまでは考えられないとしております。

1,786行目からは中古市場でございますが、こちらも御説明した内容とほぼ同じでございますので、説明自体は割愛させていただきます。

次に、83ページへお進みください。2,027行目以降は今後の方向性ということでございます。市場全体の動向、5Gについては以前御説明したとおりで、2,052行目以降は中古端末の動向についてです。中古端末の利用促進が、利用者の選択肢の増加以外にも環境負荷の軽減にもつながるということの御発言がございましたので、こちらを追記させていただいております。

2,068行以降は事業者の経営状況でございます。こちらは御説明したとおりでございますので、今回は詳細な説明は割愛させていただければと思います。

私からの説明は、ひとまず以上となります。

引き続きまして、87ページ、第3章の説明をさせていただければと思っております。

【川野料金サービス課長】 料金サービス課長の川野でございます。

第3章からは、これまでの市場分析的なところから、個別の課題につきまして御検討いただいた分について、それぞれ整理しているものでございます。

まず、1項目目として音声通話料金（特に従量制料金）、こちらにつきましては5月31日に開催されました第19回の会合で現状の方向性を御議論いただいたものにほとんど沿って書いております。おさらいを兼ねまして、主なストーリーの部分を御説明していきたいと思っております。下線を引いている部分を中心に御説明したいと思っております。

90ページ目、2,142行目あたりでございます。音声通信市場は移动通信市場において一定の規模を占めるとともに、利用実態から見ても、今なお広く利用されている基本的なサービスである。競争が十分に機能していないことを背景として料金が高止まりを続けているとすれば、その原因を明らかにするとともに、対応策について検討を行う必要があるという問題意識でございました。

続きまして、92ページ目、2,173行目でございます。MNO3社、またMVNOのこれまでの料金メニューを振り返りまして、MNO3社の従量制料金は30秒20円のまま高止まりしている一方で、MVNOにおいては、条件を整えば、従量制料金の単価を引き下げ、利用者の需要に応えようというニーズが十分にあるという分析結果でございます。

少し先に進んでいただきまして99ページ目、③対応の方向性でございます。2,415行目からです。基本的な考え方でございまして、音声通話料金（従量制料金を含む。）は、利用者向けの料金（小売料金）の一環として提供されるものである。したがって、事業者各社の料金・サービス戦略の中で決定されることが原則であり、競争を通じて、多様な事業者が創意工夫を凝らすことにより、多様な料金プランやオプションメニュー等が提供されるとともに、市場全体としての料金の低廉化が進むことが望まれるという基本的な考え方を示しております。

次のページの2,438行目でございます。一方、今の基本的な考え方の前提として競争が有効に機能し、多様な事業者により多様なプランやメニューが提供されるためには、前提条件として、MVNOを含め、市場全体として公正な競争条件が整っていることが必要であるとさせていただいております。

以降、これまでの音声通信市場についての分析というものがございまして、次の101

ページ、2,474行目です。これまで大多数のMVNOにとっては、音声サービス提供の前提となる、MNOから提供される音声卸役務の料金が全く引き下げられてこなかったため、次の2,479行まで飛びますが、MNO3社を除いて従量制料金を引き下げ得る事業者が基本的に存在しない状況が続き、競争が制限された環境の中でMNO3社が横並びで従量制料金の単価を維持し続けていた。

また、2,485行目からですが、MNO3社が定額制の導入等により実質的な小売料金を引き下げた一方で、卸料金については全く引下げをしてこなかったこと、また、次の102ページの2,488行に飛びますが、実質的な小売料金を上回っていたおそれが高い料金水準で卸役務を提供してきたこと、これは非常に問題が大きいとさせていただいております。

2,497行目、音声卸料金について実質的に小売料金を上回る設定を行うことは、2,505行目、業務改善命令の対象となるおそれのある行為であり、速やかに是正が図られるべきであったとさせていただいております。

今後の方向性でございます。2,509行目、今般、第二種指定電気通信設備設置事業者であるMNO3社が接続メニューの追加、また音声卸料金の見直しをしていただいたということで、これまでのような問題のある状況は解消されつつあるということでございますが、今後も今回の音声卸のような検証を要するサービスについては、接続料や卸料金の妥当性を検証すべきとさせていただいております。

続きまして、103ページの2,518行目ですが、今後、従量制料金の引下げをMVNO各社が行うことで、市場全体として従量制料金の相場が引き下がっていくことが期待されるというふうにしております。

また、次のパラ、2,523行目ですが、定額制・準定額制を含めた様々なプラン・オプションメニューの提供が開始されることで、音声通話市場全体としての競争の活性化につながることも期待されるということで、競争環境について検証していくことが必要とさせていただいております。

次のパラ、2,528行目に「加えて」とございますが、最後のほう、2,534行目でございますが、継続して接続メニューの見直し（改善）や、卸料金の見直し（低廉化）が進むような制度的な枠組みを構築することが必須の条件であろうと。

2つ下のパラですが、2,544行目、競争が阻害されるような事態は未然に防止する必要がある。このための有効なルール of 具体的な在り方について、次のページになります

が、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要であるというようにさせていただいております。

音声通話の関係は以上でございます。

【仲田料金サービス課課長補佐】　　続きまして、105ページから、2. スイッチングコストについてでございます。(1) 改正法による行き過ぎた囲い込みの是正についてでございますけれども、改正法による行き過ぎた囲い込みの是正については、先ほど御説明いたしましたとおり依然として既往契約が残っているような状態でございます。

また、2,568行目からになりますけれども、適合契約に係る違約金につきましては、違約金を伴う期間拘束契約そのものが撤廃されつつあるという状況でございます。

続きまして、2,575行目から、報告書2020の公表以降の動きについて御紹介いたします。第1章で御紹介いたしましたとおり、昨年10月に総務省はアクション・プランを公表しておりまして、このうち第3の柱では、事業者間の乗換え円滑化に関する取組もまとめられているところでございます。

また、2,580行目からでございますけれども、こちらも先ほど御案内いたしましたとおり、昨年12月から二大臣会合の開催等も行っております。

また、2,585行目からでございますが、アクション・プランのうち、MNPの利用環境の整備という観点につきましては、本年4月1日に改正ガイドラインが施行されておりまして、手数料の原則無料化等の対応が義務づけられております。

続きまして、2,589行目でございますけれども、事業者間の乗換え時のスイッチングコストではないものの、二大臣会合でも議論が行われておりました同一事業者内のブランド間の乗換えについて、これまでKDDI及びソフトバンクは、類似の手続・手数料を設けておりましたが、こうした手数料については既に見直しがされておりまして、手続についても今後見直す予定とされております。

続きまして、2,596行目、スイッチング円滑化タスクフォースでの検討結果について御紹介いたします。2,601行目でございますとおり、2021年5月にスイッチング円滑化タスクフォースを設置し、報告書を取りまとめております。

2,604行目からでございますとおり、このうちeSIMの促進につきましては、2021年夏頃を目途にできるだけ早期に導入することとされております。

2,612行目でございますとおり、総務省は、新たにeSIMサービスの促進に関するガイドラインを策定する手続を実施している最中でございます。

続きまして、S I Mロック解除の一層の推進でございますけれども、スイッチング円滑化タスクフォースの報告書では、S I Mロックの原則禁止の方向性が示されております。これを受けまして、総務省は、現在S I Mロックガイドラインの改正手続を実施しているところでございます。

また、2,631行目からはキャリアメールの持ち運びの実現に向けた検討の結果を御紹介しております。

ページが変わりまして108ページ、2,645行目になりますけれども、できる限り速やかに実現することを目指すことが適当とされております。

2,647行目からはMNP手続の更なる円滑化に向けた検討等の結果を記載しておりますけれども、今後2年以内を目途にワンストップ化が実現できるよう、今後、関係事業者間で具体的な検討が進められることとされております。

その他の取組でございますけれども、noindexタグの設定などを踏まえまして、スイッチング円滑化タスクフォースでまとめております。2,659行目からでございますとおり、総務省においては、ガイドライン整備等による禁止の徹底、是正のための取組を行うことが求められております。また、事業者においては、こうしたnoindexのようなものが起こらないように社内でチェックを徹底し、そのための整備体制を含め、必要な対応をとることが求められるとされております。

続きまして、(4) スイッチングコストに関する個別の論点についてでございます。幾つか個別の論点を御議論いただきました。

109ページ、2,667行目からはオンライン解約手続について、110ページ、2,694行目、イの端末補償サービスについて、また111ページ、2,724行目、ウの端末の機能制限について、また同じページの一番下、エとして他サービス（電気、ガス、保険コンテンツ等）とのセット販売による割引について、それから112ページ、2,757行目になりますけれども、オの利用者利益又は事業者間の公正競争を阻害するような措置への対策について御議論いただいております。

対応の方向性について、116ページから御説明いたします。まずはオンライン解約手続の方向性でございますけれども、117ページ、2,925行目からになります。オンライン解約については、利用者が望む時間・タイミングに解約できるようにするための手段として、オンライン解約手続が求められること、これにより利用者のスイッチングコストの低下にもつながると考えられることから、公正な競争の促進の観点からも、オンライ

ン解約手続が求められることを記載しております。

この点でございますけれども、MNO 4社のうちドコモ、ソフトバンク、楽天については全てのプラン、ブランドについてオンライン解約に現時点で対応しております。KDD Iにおいては、オンライン専用ブランドを除いて解約手続をまだ設けていない状況ですが、その他のブランドの解約について、2021年度中に対応するという形になっております。

続きまして、2,948行目、イの端末補償サービスについてでございます。現在、MNO 3社は一部のブランドについて、提供している端末補償サービスの見直しを行い、非回線契約者への端末補償サービスの提供及び回線継続条件の撤廃をすることを検討・準備しているところでございます。

2,962行目からでございますけれども、こうした対応が実現された場合、利用者は契約をしている事業者とは関係なく、端末の販売元の事業者から端末補償サービスの提供を受けることが可能となるため、端末補償サービスによる通信回線への条件面の制限は解消されると考えられるとしております。

他方で、2,988行目からでございますけれども、一部のプランについては回線継続利用条件について未対応のものがございます。こちらについては、事業者乗換え時の制約になり得ることから、事業者においては、解消に向けた取組を検討することが求められる。また、総務省としてもスイッチングコストの問題として関連の状況を注視していくべきであるとしております。

119ページ、3,000行目から端末の機能制限についてでございます。結論部分でございますが、120ページ、3,021行目になります。MNO 3社が販売する端末の対応周波数帯等について、事業者乗換え時のスイッチングコストになっていないか、状況を注視していくことが適当であるとしております。

続きまして、3,034行目、エの他サービスのセット販売による割引についてでございますけれども、121ページ、3,047行目でございますとおり、総務省においては、セット販売による割引について囲い込み効果を有するものがないか、引き続き、状況を注視していく必要があるとさせていただいております。

続きまして、オとして利用者利益又は事業者間の公正競争を阻害するような措置への対策でございます。3,059行目でございますとおり、事業者においては、事業者内の自浄作用が働くよう、自主的・積極的に、徹底した対応をとることが求められるとしております。

その下にございますとおり、総務省においては、noindexの例のように、利用者の乗換えを妨げることにより、利用者の利益が公正な競争を阻害するおそれがあるものについて、その都度事業者に対して是正を求めるのではなく、ガイドライン整備をするなどして禁止の徹底を図っていくことが求められるとしております。

続きまして、3,070行目でございます。加えて、合理的な理由がない限り、原則として全てのオンライン手続について少なくとも24時間の受付対応が求められるものであり、ガイドラインにおいてその旨を明記すべきと考えられるとさせていただきます。

3,074行目から、カとして今後の課題についてでございます。黄色のハイライトになっているところでございますけれども、前回御指摘があった箇所になります。同一事業者内のブランド・料金プラン変更時の手続・手数料についても、2021年9月末までに解消されることとなっている。こうした取組により、利用者が事業者やプランを変更する際のコストについて、手続面・費用面の両方の観点から、一定程度低減が図られてきているとさせていただきます。

その下、3,083行目からでございますけれども、他方で、先ほど御紹介いたしましたとおり既往契約については依然として残っているところでございますので、事業者においては、自主的に、解消に向けた積極的な取組を行うことが求められるとさせていただきます。

また、3,091行目から、先ほど御紹介いたしましたスイッチング円滑化タスクフォースの方向性をお示ししておりますけれども、報告書に示された方向性について、総務省においては必要な制度整備等について速やかに対応を行うことが求められること。また、事業者においては、方向性を踏まえて、速やかに積極的な取組を進めることが期待されるとしております。

また、続きまして、3,101行目からのパラグラフになりますけれども、総務省においては、引き続きスイッチングコストの引下げを通じた、公正な競争環境の整備を進めていくべきであるとさせていただきます。その際、前回会合で公正取引委員会との連携についても、御指摘がございました。モバイル市場だけで完結しないような課題については、公正取引委員会など関係省庁とも連携して検討することが求められるとさせていただきます。

最後、事業者においては、スイッチングコストになるおそれがあるものについても、課題の解消に向けた自主的かつ積極的な取組が求められるとしております。その上で、総務

省においては、これまで及びこれからの各社の対応状況や今後の対応予定に加えて、これらの対応の可否について合理的な説明があるか確認をした上で、事業者の自主的・積極的な取組が進まないようであれば、対応を促すインセンティブを与える仕組みも考えていくことが適当であるとしております。

以上がスイッチングコストでございました。

続きまして、124ページ目から、3. その他の課題についてでございます。まず、(1) 販売代理店の在り方についてでございます。先ほど来御説明しておりますが、今般、覆面調査により端末販売拒否の実態が確認されております。こうした状況を踏まえまして、販売代理店の在り方については消費者検討会と合同で検討を行いました。本ワーキンググループでは、事業法第27条の3の遵守の観点から特に検討を行っております。

3, 129行目からございますとおり、適合性の原則に反する不適切な販売等を含む販売代理店の在り方全体の議論につきましては、消費者検討会の報告書の中で取りまとめられる予定となっておりますので、こちらでは、事業法第27条の3の観点からの論点のみ記載しております。

3, 133行目から、検証課題等についてでございます。覆面調査で違反が見つかっておりますけれども、事業者は、これらの販売拒否の対策として、販売代理店への研修や指導、周知等を行っているほか、広告等の取組も行っているとしておりますが、覆面調査においては、販売拒否の理由として「事業者や店舗の方針で販売できない」、「システムが対応していない」等の説明が確認されております。

こうした実態を踏まえますと、販売拒否の理由といたしましては、知識不足や誤認識というだけではなく、法令遵守よりもこうした行為を優先させる何らかの動機づけや構造的要因が存在すると考えられるのが自然であるとしております。

3, 146行目にもございますとおり、実際に総務省が行ったインタビュー調査では、①MNOが販売代理店に卸す端末の値づけが制限されるような仕組みが確認されたほか、②手数料体系上、非回線契約者への端末単体の販売ではほぼ利益が出ないとの証言もございました。

こうした委託契約の構造の下では、非回線契約者に端末を販売しても販売代理店に実質的にもうけが出ない、あるいは赤字になってしまう。こうした状況がございましたと、限られた端末を非回線契約者に対してではなく回線契約者に販売するほうが販売代理店にとっても経済合理性が高いと考えられ、結果的に規律に違反する拒否が生じても不思議ではな

いと考えられるとさせていただきます。

この点、公正取引委員会の報告書におかれましても、実質的にMNOが販売代理店における端末の販売価格を拘束していると判断される場合には、独禁法上問題となるおそれがあること、また、そうしたおそれのある取引方法について、見直しを行うことが望ましいとされています。

127ページから対応の方向性をまとめておりますので、御覧ください。3,230行目からになります。先ほど御紹介いたしましたとおり非回線契約者に対して端末を販売しても赤字又は利益が出ない構造があるとすると、違反の結果につながりやすいと考えられます。

こう考えますと、覆面調査及びその結果を踏まえると、こうした手数料・奨励金体系等は、その内容によっては、事業法第27条の3違反を助長し得ると考えられます。こうした手数料・奨励金体系等が第27条の3違反を助長し得るような形で設定されている場合には、事業法第29条第1項第12号に該当するものとして業務改善命令の対象となり得る。

このため、通常適正かつ合理的でなく、法令違反を助長する蓋然性が高いと考えられる手数料・奨励金体系等はガイドライン等において明確な違反類型として特定する必要があるとしております。

具体的な違反類型の内容でございますけれども、例えば、実態上、MNOが代理店に卸す端末の値づけを制限する構造がある中で、端末販売時のコストが賄われず、赤字又は利益が確保されない等の手数料体系となっている場合には違反を助長する蓋然性が高いと考えられます。このため、回線契約の有無にかかわらず、販売に係るコストが賄われ、かつ、適正な利益が確保されるように手数料体系や端末の卸価格・直販価格を設定することが最低限必要と考えられます。

そのほか、手数料の評価基準等による法令違反の助長は、必ずしも単一の評価基準等によるとは限らず、端末の卸契約等の手数料以外の部分を含めた複数の要素が複合的に作用する場合もございます。例えば、回線契約を伴う端末販売によって得られる利益が端末単体販売によって得られる利益を大幅に上回るような手数料の仕組み、奨励金等が設定されている場合には、代理店が販売拒否を行う強いインセンティブが働く構造が生じる可能性があると考えられます。

このため、総務省においては、上述のガイドライン等において、業務改善命令の対象と

なり得る事項を記載した上で、既存の通報窓口の積極的な活用や覆面調査等を通じて実際の現場において事業法第27条の3の違反が行われていないか確認し、是正が図られていない場合には、必要に応じて、事業者から手数料・奨励金体系等について報告を求め、違反を助長するものがないか確認することが適当である。

事業者におかれては、上記のガイドラインの整備を待たずに、早急に自主的な見直しを検討・実施するとともに、前述の端末購入サポートプログラム部分の方向性も踏まえまして、事業法第27条の3の法令遵守・徹底の取組を行うことが求められるとしております。

【田中料金サービス課課長補佐】　　続きまして、3,272行目から固定通信市場に係る課題について記載させていただきます。まず、3,273行目、①検討経緯及び検討課題でございますが、こちらにつきましては、ワーキンググループにおきまして、事務局または事業者から御報告した内容について記載させていただいているものでございます。

それぞれ、工事費の分割支払い・無料解約期間の見直しについて、まず書かせていただいております。続きまして、130ページの中ほど、3,302行目から事業者間連携による工事の削減について記載させていただきます。

続きまして、131ページの上のほうに②構成員の意見ということで、構成員から会議でいただきました御意見を記載させていただいております。まず、1つ目の工事費の分割支払い・無料解約期間の見直しにつきましては、例えば1つ目のところで、事業者においては単にガイドラインに適応するというだけでなく、消費者や社会に対する周知をぜひお願いしたいといったような御意見。

また、3,333行目以降は事業者間連携による工事の削減について記載してございますが、事業者からの報告に対しまして、早期に効率化に向けた議論を詰めていただくとか、あるいは5社ということではなくさらに広げた検討、これによって工事費の低減、工事期間が短縮されるということを期待しているという旨、また、システムの面におきましても、システム開発が障害になっているのであれば、例えば、今の時代であればRPAツール等も活用する等々簡便な方法での対応も考えられないか。

また、次の132ページ目でございますが、例えば3,359行目あたりには、今は戸建てかつNTT東西の設備を使っているものについて協議が行われておりますが、そのほかの自己設置事業者のもの、あるいは、3,365行目でございますが、戸建てだけではなく、集合住宅においても、例えばその中でも屋内工事、配線について標準化するようなことも考えられるのではないかと。

また、3,368行目からは、事業者に任せていても議論が進まない部分があるというところなので、事務局・総務省の関与を強めて議論を先に進めるべきではないかといったような御意見もいただいたところでございます。

3,375行目から対応の方向性でございます。まず、1つ目の工事費の分割支払い・無料解約期間の見直しについてでございます。こちらにつきましては、本年7月1日までに事業者に対応を求めておりまして、現在、各事業者においてどういった対応がされているかを総務省において確認しているところでございますが、仮にその報告の結果、実施していないような事業者が存在した場合には、対応を求めていくことが必要ということを書かせていただいております。

また、先ほどの構成員の御意見にもございましたとおり、例えば3,385行目あたりでございますが、利用者に対する分かりやすい説明を行うべき等についても記載してございます。

続きまして、3,388行目から、事業者間連携による工事の削減についてでございます。133ページの第1パラグラフ目におきましては、事業者から報告のあった事項について要約を記載しております。

また、3,398行目から始まる2つ目のパラグラフにつきましては、構成員の方から御意見をいただいたものを要約しております。例えば、最後から2番目の行でございますが、総務省がより協議に関与していくことが重要であるとの御意見をいただいたところでございます。

3,406行目から、そういったことを踏まえまして、総務省においては、関与を深めて実現の早期化を促していくことが適当である。あるいは、それでもなお進まない場合には、必要に応じて制度的対応も含めた検討といった旨を書かせていただいております。

その次のパラグラフ、これも御意見を踏まえて、より多くの事業者にとって参加しやすいスキームが検討されることが望ましいので、広げていくというようなことについても記載してございます。

また、最後のパラグラフ、3,415行目からでございますが、現在は接続事業者や光コラボ事業者という戸建てかつNTT東西の設備を利用している事業者間で協議が行われているところですが、自己設置事業者や、あるいは集合住宅についても検討していくこと等について御意見をいただいたこと、その中で、屋内配線については標準設備化するような話についても御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、総務省及

び関係事業者においてきちんと課題の整理等を行って、対応の可能性について検討する旨を記載させていただいているところでございます。

【川野料金サービス課長】 それでは、最後、134ページ目から第4章、最後の締め
の章になりますけども、「今後に向けて」というところを御紹介いたします。こちらは、
皆様に初めて御覧いただくというものでございます。前回、報告書全体の骨子をお示し
した際に、キーメッセージとなるようなものをいただけませんかという問いかけを
させていただきました。それ以外も含めて、この半年間ぐらいの議論の中で先生方から
いただいたコメント、御趣旨を、できるだけ最大公約数的に反映できるようにまとめたつ
もりでございます。以下、読み上げさせていただきます。

改正法の施行から2年を迎えようとする今般、昨年に引き続き、改正法により講じた措
置の効果や市場への影響について2度目となる検証を行うとともに、モバイル市場等にお
ける課題について検討を行い、報告書2021として取りまとめた。

改正法の施行後、①としまして昨年の報告書、報告書2020公表までの間におきまし
ては、事業法の運用体制の整備、あるいは事業者における規律内容に関する理解の定着、
SIMロック解除促進のためのルール整備やモバイルナンバーポータビリティに係るルー
ル改正についての検討、また、MVNOがMNOに対して支払うデータ接続料に関する予
見可能性の向上、具体的には将来原価方式の導入、また、音声卸料金に係る総務大臣裁定、
また、新規事業者の参入というのも大きな市場の変化の要因だったかと思えます。とい
うようなことが進みました。

②でございますけれども、昨年の報告書以降、冒頭の「はじめに」でも御紹介がありま
したとおり、総務省のアクション・プランの策定、また公取委、消費者庁との取組も含め
て関係省庁一体となった公正な競争環境整備の取組が進められたとしています。

3,438行目からでございます。こうした取組もあり、現在のモバイル市場において
は、LTEから5Gへの移行が始まりつつある中、データ通信を中心とする月額料金につ
いて見ると、MNO・MVNO各社から従来よりも低廉な料金プランの提供が開始されて
おり、5月末までに主要な各社の契約数が1,570万に上るなど、事業者間による料金
競争、また乗換え・料金プランの見直しなどの動きが活発化している状況にある。こう
した動きは、ポストコロナ時代に向けて国民の社会経済活動におけるオンラインの活用度合
いが高まるとともに、今後5Gサービスの普及が進むというこのタイミングにおいて、利
用者にとって選択肢が拡大している状況として歓迎できるとしています。

3, 4 4 7行目からでございます。また、端末市場においても、低・中価格帯の端末の販売割合が増加しており、利用者が、端末自体の本来の価値を基に、自らのニーズに合った端末を適切に選択し、利用する傾向が進展しつつあり、改正法が目指した効果が一定程度現れつつあると認められるとさせていただきます。

3, 4 5 1行目からでございます。他方で、当ワーキンググループとしては、上記のような社会的に耳目を惹く動きのみにとられることなく、現在のモバイル市場の競争活発化の状況が一過性のものでないか、市場における競争が今後とも自律的に機能するか、また、そのための環境・条件が、BtoC市場の面だけでなく、BtoB市場も考慮した上で十分に整っているか、データに基づく客観的な分析も含めて継続的に確認・検証を行う必要があるとの観点から検証・検討を行ったとしております。

3, 4 5 7行目からでございます。この点、上記のとおり料金競争の活発化等の状況が見られる一方で、今回の検証・検討で明らかになったこととしてはということで4点挙げさせていただきます。

1つは、既往契約の問題につきまして、不適合期間拘束契約については環境改善は進みつつあるものの、なお改正法施行時と比較して5割以上の既往契約が残っており、特に旧端末購入プログラムについてはこれまで見直しが行われていないという点。

2点目ですが、通信料金と端末の分離につきまして、形式的な条件面での差異というのは解消されつつある。他方で、販売代理店など実態面においては、なお改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況にはない。

音声通話市場について、長年にわたり卸料金を高止まりさせていたことでMVNOを通じた競争が働かず、MNO 3社による協調的寡占の色彩が強い市場が形成されてきたという点。

あと、SIMロックの撤廃等スイッチングコストの考え方の整理やルール整備は進みつつあるものの、なお実現までに一定の期間を要するとともに、引き続き残る課題についても取組が必要になるということで、改正法の施行以前から目指してきた公正な競争環境の実現には、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられるとさせていただきます。

このため、引き続き事業法に基づく規律を維持し、形式的な条件面のみならず実態面でも改正法の趣旨の徹底を図りつつ、モバイル市場全体として公正な競争環境の整備が進んでいるか、更なる課題はないか、検証を継続する必要があるとさせていただきます。

3,485行目からでございます。その際、モバイル市場においては、電波の有限希少性に基づき、競争を図っていくためには、MVNOが競争の軸として機能することが極めて重要であると。そのためには、MVNOとMNOが対等な条件で競争することができる環境を整備することが不可欠であり、今回の音声通話料金に係る検証の結果も踏まえ、MNOとMVNOの間の競争条件について、重大な関心をもって検証を続けていく必要があるとしてございます。

その上で、関係者には、本報告書に盛り込まれた事項について、必要な取組を早急に実施することを期待するとしております。

最後に少し業界へのメッセージということで、原点に立ち返って考えればとさせていただいていますが、そもそも、電気通信サービスというのは国民生活や産業活動にとって必需のサービスであり、電気通信事業は高い公共性を有しているということで、事業法の目的規定、「この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み云々」ということを御紹介させていただいております。

3,503行目からでございます。このため、電気通信事業者には、「民間企業だから」という考え方の下、自らの営利のみを追求した事業運営を行うのではなく、一般企業も含めた民間企業が等しく遵守すべき一般法令に求められるものにとどまらない高い公共性が求められていることを十分に踏まえて、顧客本位の考え方に立ち、囲い込みによる競争ではなく、価値の訴求による競争を積極的に行うことを求めたいとさせていただいております。

3,508行目からです。その中でも、とりわけ、電波の割当てを受けて事業展開を行うMNOにおいては、MVNOよりもやはり高い公共性が求められるのであろうと。したがって、営利追求が否定されるわけではございませんけれども、特に高い公共性を十分に踏まえて、いわば公正競争上の優等生として振る舞うということが求められているのであろうと。このような視点に立てば、例えば、MVNOとの卸協議に積極的・誠実に応じない、あるいは囲い込み効果を有するような料金・サービスを提供し、あるいはそれを維持し続けるというような公共性への要請にそぐわない対応が続くようであれば、電波の周波数の割当てを受けたり、あるいはずっと受け続けるという立場にふさわしくないというような議論も起こる可能性も否定できない。そういう立場をぜひ御理解いただいて、自発的かつ継続的に電気通信事業法や電波法の趣旨に沿った事業活動を行うことを求めたいとさせていただいております。

最後ですが、本ワーキンググループとしては、引き続き市場の状況を確認・検証し、必

要に応じて更なる対応について提言していくこととさせていただきます。

以上、報告書（案）の全体でございます。御審議のほど、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。多岐にわたる論点についての議論の状況を的確にまとめた報告書（案）を作成していただき、また、それを非常に要領よく御説明いただきました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいはコメントのある方は御発言願います。発言を御希望の方はチャット欄で御通知いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大谷さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。

報告書の取りまとめ、誠にお疲れさまでございました。全体を通して非常によく整理していただきました。拝見しますと、やはり事業者の対応が十分に加速してきているなという実感を抱いております。また、報告書の取りまとめに当たってもふんだんに事実関係が述べられておまして、エビデンスベースでの行政といったことが着実に実現していると思っております。特に、覆面調査で販売代理店の実態を明らかにしていただいていることについては、大きな進展があったのではないかと考えているところです。

それで、簡単に感想を述べさせていただきたいのですが、冒頭の部分でアクション・プランについて言及していただいております、それぞれの項目についてどのように評価できるかということを私なりに考えてみたんですけども、アクション・プランでは、もともと利用者の理解しやすい、分かりやすいサービスを実現するとか、多様で魅力的なサービスを実現する、そして事業者間の乗換えを手軽に行えるようにということを描かれてきていたと思います。

この点については、分かりやすいプランが実際に提供されるようにもなりましたし、多様で魅力的なサービスという観点からは低価格プランというのが相次いで打ち出されて、それが広く利用者の支持をいただいているということも事実だと思います。

事業者間の乗換えを手軽に行うということでは、スイッチングコストの低下につながる様々な施策が前倒しで実現されるように支援していただいた結果、例えばSIMロックの解除やオンライン解約などについても、大きな進展を見ることになったということが言えるかと思っております。

この報告書では、同じ事業者内の低価格プランへの乗換えについて、積極的によい面を評価していただいております。その点については私自身も賛同しております。利用者にとっての選択肢が増えて、市場により刺激を与えたということで一定の意味はあると思っておりますが、厳格な接続会計などがあつたとしても、内部間補助といったものが完全に払拭できるものではないことを考えますと、やはり同じ事業者の中でのプランの変更などについては、競争への効果というのは違う事業者に移転する場合と異なって効果が限定的なものと言わざるを得ない部分があるのではないかと思っております。

この点について、前倒しでデータ接続料を低廉化していただくということが実現できたので、大きな不利益は競争事業者に発生していないとは思いますが、もしその接続料の低廉化といったことにタイムラグが生じるようですと市場への影響というのも大きくなりますので、やはりこれからもスイッチングコストの低下に向けて様々な施策を実現していくことが必要だと思っております。

非常によくできた報告書でございますし、最後のまとめのところもかなり熱く書いていただいております。その一つ一つに共感するところではありますが、勢いちょっと文章が長いところもあるのかなと思っております。ポイントが分かりやすくなるように、この134ページ以降の今後に向けての第4章については、少し小見出しなども振りながら、書かれている内容のエッセンスが伝わりやすいようにちょっと工夫して公表していただければと思っております。

今回は事業者の渉外担当の皆様も含めまして、競争市場、競争ルールの検証にも多大な御協力いただけたことを改めて御礼申し上げたいと思います。

本当に感想で失礼いたしました。私からは以上でございます。

【新美主査】 コメント、ありがとうございました。最後の第4章のメッセージ性をもう少し明確に簡潔にというところは受け止めて、最後の修文のところでは整理したいと思います。

それでは、続きまして、北さん、どうぞ発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

コメントになります。まず、全体へのコメントですが、報告書（案）の作成、大変お疲れ様でした。これまで私が指摘してきた事項、例えば事業者間の乗換えだけではなくて、事業者内での料金プランやブランドの乗換えも市場で競争が有効に機能しているかということの証左と言えるのではないかといったこと。中古端末の流通はグリーン化、環境負荷

軽減にも寄与するといったこと。それから、通信業界も金融業界に倣って顧客本位の業務運営に舵を切るべき、価格訴求から価値訴求による競争へシフトすべきと、こういったことをしっかり盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。

特に最後の点、3点目につきましては、「第4章 今後に向けて」において、大谷先生がおっしゃるとおり熱く記述していただいております。私はこういうのが好きなのですが、中でも、国民共有の財産である電波の割当てを受けて事業を行っている事業者さんにおかれましては、高い公共性が求められているということを再度確認いただいた上で、電気通信事業法、電波法の趣旨にかなう業務運営を、ぜひ自発的かつ積極的に行っていただくことを期待したいと、改めて思うところでございます。

もう一点今後への要望でございますが、料金の国際比較についてです。報告書2020において、通信品質、ショップやコールセンターでのサポート等の充実などと併せて分析すべきだと私も指摘いたしましたが、今回の総務省による分析が、この指摘に応えられているとは言い難いと思います。携帯料金は全体的に低廉化してきたわけですし、単に安いということだけではなくて、既にオンライン専用だから安いという選択肢も出ていますし、逆に高品質、あるいはサービスがいいから高いというプレミアムサービスとかプレミアムオペレーターという、そういう選択肢が出てきてもいいのだと思います。

また、5Gでは事業者間のエリアの差、あるいは通信速度の差が拡大していますし、本年度中に順次始まると言われています5Gスタンドアローンのサービスにおきましては、スライシングによってGoSとかQoSに応じて多様な料金プランが登場すると思います。したがって、5G時代における品質等を加味した携帯電話料金の国際比較の手法につきまして、今後真正面から取り組んでいく必要があると考えます。

以上でございます。

【新美主査】 コメント、どうもありがとうございます。また北さんの御指摘、第4章についてのコメントも大事ですので、これはまた最終的なブラッシュアップのときに考慮させていただきたいと思います。

ほかに御発言を御希望の方は、どうぞチャットにて合図いただきたいと思います。

大橋さん、どうぞ、御発言をお願いいたします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。

今回のこの報告書の取りまとめの内容について、私は特段の異論はございません。大変精力的に議論もさせていただきましたし、その内容を丁寧に反映していただきありがとうございます。

うございます。

とりわけ3章の音声卸料金の経緯については丁寧に書いていただきました。これは音声卸だけにとどまらず、卸料金の在り方自体にも、ある種の示唆を与える事例として、しっかり引き継いでいくべきものなのかなというふうに思っています、そういう形で丁寧に書いていただいていることは大変感謝申し上げます。

最後のまとめのところで公共性について、事業法を引きながら公共性を事業者が認識することの重要性についても、しっかり記載していただいている点は、改めて原理原則に立ち返るという意味で良い点だなと思います。

他方で、これはこの報告書と関係ないですが、こうした事業法がなくてもデファクトで広く使われるようなプラットフォームについても、恐らく公共性というものを求めていかななくてはならない時代にもなっているのかなと思っていて、そうした点でのロジックも併せてつくっていかなくちゃいけないのかなという思いでいます。

もう一つ、MVNOを軸とした競争を進めていくというのは、これも本筋でありまして、その辺りもしっかり書いていただいたことも大変よろしいかなと思います。

最後、販売代理店についても、これは別の委員会と一緒にやられていると思いますけれども、そもそも原理原則というのは販売代理店を独立の経済主体として捉えるんだと、だから当然商材の調達も、価格も自分でつけられる主体だということが出発点にあって、その上で民衆の契約をどう考えるのかという立てつけなのかなと思っていて、原理原則はそういうことだと思っていますけれども、そうした点で今後も引き続き議論していただければという思いでいます。

以上、ばらばらとコメントしましたが、今回の取りまとめ、事務局に大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

【新美主査】 コメント、どうもありがとうございます。先生からのコメントもブラッシュアップのときに活かせるようにしたいと思います。

それでは、続きまして、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田でございます。よろしくお願いします。

報告書の案につきまして、大変お疲れさまでしたということと、よく書いていただいているなということを申し上げたいと思っています。

その上で、これからパブリックコメントで広く皆さんの御意見を伺うことになっていくと思うのですが、この報告書はなかなか非常に扱っている範囲も広く、また大部でして、

これを読み込んでいくというのもまた大変なことだなど、事業者の皆さんのようにお仕事としてこれを読んで意見を出していくのとはまた違う、消費者側の皆さんにとってもなかなか大変なことだと思いますので、ぜひ消費者団体などの求めに応じて説明の場をつくっていただけるといいかなというふうに思っています。

それから、本当に感想になりますけど、SIMロックの解除なんかも、随分長い間課題にはしてきたけれどもなかなか進まなかったものがここで一気に大きく前進するという点については、本当によかったなというふうに思っています。

それから、先ほどから皆さんが御言及の最後のところの公共の電波の割当てを受けている事業者の皆さんのところなのですが、どうしてもMNOさんの対応って、何となく結果的にいつも横並びになるというところがあると思うんです。このことに関しましては、それぞれ各社できちんと検討していただき、議論していただきながら、自社独特の公共の電波を使っているというその責任をどういうふうに果たしていくのかというのは、それぞれ特徴のある責任の取り方みたいなものが出てくればいいなというふうに思っています。

それから、大変個人的なことであり、個別の課題のところ一言だけ、133ページのところの屋内配線工事の標準化のところなのですが、これから全体にユーザーもブロードバンドが本当に必要な生活をしていくことになると思います。ブロードバンドのユニバーサルサービス化も検討されていますけれども、何となく条件の不利な地域とかそういうところが検討の対象になりますが、考えてみますと集合住宅、特に古い集合住宅の配線の問題もまた大きな課題になっていると思いますので、その辺も視野に入れて工事の標準化みたいなものももし可能であれば、いろいろ古い所の配線のし直しなどにも何か適用できるようなことにもなるのではないかと思いますので、そういうことも検討していただけたらいいなと思っています。

以上です。いろいろありがとうございました。

【新美主査】 コメント、どうもありがとうございます。とりわけ消費者の皆さんへ、この報告書をどういうふうに読んでいただけるか、情報をどういうふうに伝えるかというのはなかなか鋭い御指摘だと思います。事務局のほうでその辺は考えていただくことにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、関口さん、御発言をよろしくお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

大部にわたる報告書をお作りいただきまして、本当にお疲れさまでした。これまでの議

論が非常に素直に適切に整理されていると思っております、私は全体として賛同いたしたいと思っております。

2点ほど少しコメントさせていただきたいと思っておりますが、1点については、回線契約と端末販売との切り分けについて、実際やってみると、物品販売については今まで焦点があまり当てられてこなかったわけですが、この物品販売については販売代理店がほとんど利益を得られないという状況が分かってきたという非常に大きな知見を得られたわけです。この点は公正取引委員会さんも非常に注視していらっしゃって、独禁法上の問題となるおそれもあるというような形で、現状については重大な懸念があるという意見表明をされていらっしゃいます。この点については、4章に該当すると思えますけれども、今後の取組の中において、より適切な契約形態に方向づけを行っていくということが必要なのだろうというふうに思っております。

それからもう一点、構成員の先生方からも指摘があった周波数割当てについてですが、特に29ページ、680行目あたりからのパラグラフにおいて、今後の周波数割当てについて、自主的な取組の対応の中で審査に活用していくということの検討を始めるべきだという中で、今回、プラチナバンドの既存の周波数割当てを含むというふうに発言を拾っていただきまして、括弧の中で出していただきました。このように改善すべき様々な課題が出てくる中で、国民の共有財産であって、そして有限希少な周波数の割当てを受けて独占的にその周波数を使えるというような恩典の下で行ったことについて改善すべき点が出てきたときに、これをどのように規制当局として正しい方向に仕向けていくのかといったときに、今までは競争政策と電波政策については、あまりコラボということを考えてこなかったわけでありまして。ただ、この電波政策における周波数割当てということは、二種事業にとっての根幹を支える重要な政策でありまして、この電波政策と競争政策とは縦割りを排して、今後さらに整合的に運用していくべきだというふうに思っております、ここは非常に重要な論点について御指摘いただいたと思っておりますし、ぜひ既存の電波割当てに起因する競争事業者さんたちの課題があぶり出されてきたときに、特に再割当てのような事例が起きたときには、そういったことに競争政策の意向を反映していただくというのは非常に重要な政策になっていくというふうに思われますので、今後ともよろしく積極活用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 非常に重要なコメント、特に後者については根本的な課題を指し示すコ

メントですが、今後ともこういう点については議論を進めていくということにさせていただきたいと思います。

あと、ほかに発言御希望の方はいらっしゃいませんか、いかがでしょうか。

それでは、私も最後にコメントさせていただきますが、非常によくできた報告書だと思います。ただ最後のところになりますけれども、今後も検証・検討を続けていくということは大賛成なんです、それをもう少し積極的にというか強い言葉で、第4章で締めくくりの言葉でメッセージ性を帯びさせて、今後も続けることの意義を少し強調しておいたほうがいいのではないかと思います。

公共性については、これまでの各委員の方々がおっしゃったとおりですが、それに加えて、これは私の個人的な感想ですけれども、電気通信サービスというのは技術の進歩が非常に早いと、そしてそれに対応してサービス提供の形態も非常に変化が早いということ、また、携帯電話サービスをはじめとした電気通信サービスがますます国民の社会生活において不可欠なものになっていくこと、そのようなことが十分に予測されますので、こうしたことも踏まえて、今後も今まで以上に引き続き注視し、評価・検証が必要であるなどということを第4章のどこかに組み入れていただけたらと思います。公共性だけでなく、今後もきちんと見ていきますということの根拠としてどこかに一言加えたいと思います。これはまた、皆様のコメントがあればそれを受けたいと思います。

ほかに御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。途中で退席された先生方もチャット欄で、この報告書（案）については適切にまとめられているという御評価をいただいておりますが、報告書についての意見交換はこれくらいでよろしいでしょうか。

それでは、この報告書（案）につきましては、今後パブリックコメントを行いまして、今日、あるいはこれが終わってからも結構ですが、提出された御意見を含めて報告書（案）を整備してパブリックコメントにかけることにしたいと思います。そして、パブリックコメントで出された意見を踏まえまして、最終的な取りまとめ作業に入りたいと思います。

そこで、パブリックコメントにかける報告書（案）の内容につきましては、今日委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえた上で最終的に案の内容を取りまとめたいと思いますが、主査である私にその作業をお任せいただくことについて御了承いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【新美主査】 それでは、お任せいただけるということでございますので、パブリックコメントに提出する案については事務局と相談しながらまとめることにしたいと存じます。どうもありがとうございました。

本日予定された議事は以上でございます。最後に、事務局から連絡事項があるならばお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【五味料金サービス課係長】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

本日御議論いただきました報告書（案）につきましては、準備が整い次第パブリックコメントを行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

また、次回以降の会合につきましては、日程等を調整させていただいた上で事務局から御連絡いたしますので、よろしくお願いいいたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。今後の予定についてはまた御連絡するということでございます。

今日は非常に熱心な御議論、報告書の内容について改めて御確認、御審議いただいたことを心から感謝申し上げます。それでは、本日はこれにて閉会ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたします。

以上